

令和5年度
名張市
健全化判断比率等審査意見書

実質赤字比率
連結実質赤字比率
実質公債費比率
将来負担比率
資金不足比率

名張市監査委員

名 監 第 7 6 号
令和6年8月21日

名張市長
北 川 裕 之 様

名張市監査委員 竹 内 禎 高
同 細 矢 一 宏

令和5年度名張市健全化判断比率等審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和5年度名張市健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について審査を行った結果、次のとおり意見を提出します。

令和5年度 名張市健全化判断比率審査意見書

1. 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施した。

なお、関係資料を基に担当職員の説明を聴取し、審査の参考とした。

2. 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていることが認められた。

各比率及び個別意見については下記のとおりである。

記

(1) 比率

(単位：％)

健全化判断比率	令和5年度	令和4年度	令和4年度 全国類似 団体平均	早期健全化 基準	財政再生 基準
①実質赤字比率	－（黒字）	－（黒字）	－	12.63	20.00
②連結実質赤字比率	－（黒字）	－（黒字）	－	17.63	30.00
③実質公債費比率	15.5	15.7	6.6	25.0	35.0
④将来負担比率	130.5	144.9	12.7	350.0	－

※算定数値がないものは「－」で表示

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

黒字につき比率算定なし。

②連結実質赤字比率について

黒字につき比率算定なし。

③実質公債費比率について

実質公債費比率は15.5％で、前年度と比較すると0.2ポイント低下しており、早期健全化基準を9.5ポイント下回っている。

④将来負担比率について

将来負担比率は130.5％で、前年度と比較すると14.4ポイント低下しており、早期健全化基準を219.5ポイント下回っている。

実質公債費比率及び将来負担比率は、国の示す基準の範囲内ではあるものの、類似団体の平均を上回っていることから、将来を十分に見据えた計画的な財政運営に努められたい。

令和5年度 名張市病院事業会計 資金不足比率審査意見書

1. 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された病院事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施した。

なお、関係資料を基に担当職員の説明を聴取し、審査の参考とした。

2. 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていることが認められた。

各比率及び個別意見については下記のとおりである。

記

(1) 比率

(単位：％)

比率名	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	—	—	20.0	

※資金不足が生じていない場合は、算定数値がないため「—」で表示

(2) 個別意見

資金不足が生じていないため、比率算定なし。

短期流動性を表示する流動比率は126.8%となっており、前年度と比較すると12.2ポイント低下している。経営上 200%以上が望ましいとされていることから、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要がある。

令和5年度 名張市水道事業会計 資金不足比率審査意見書

1. 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された水道事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施した。

なお、関係資料を基に担当職員の説明を聴取し、審査の参考とした。

2. 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていることが認められた。

各比率及び個別意見については下記のとおりである。

記

(1) 比率

(単位：%)

比率名	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	—	—	20.0	

※資金不足が生じていない場合は、算定数値がないため「—」で表示

(2) 個別意見

資金不足が生じていないため、比率算定なし。

短期流動性を表示する流動比率は860.7%となっており、前年度と比較すると149.2ポイント上昇している。流動資産が流動負債を大きく上回り、資金的には良好な状態にあると認められる。

令和5年度 名張市下水道事業会計 資金不足比率審査意見書

1. 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された下水道事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施した。

なお、関係資料を基に担当職員の説明を聴取し、審査の参考とした。

2. 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていることが認められた。

各比率及び個別意見については下記のとおりである。

記

(1) 比率

(単位：%)

比率名	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	—	—	20.0	

※資金不足が生じていない場合は、算定数値がないため「—」で表示

(2) 個別意見

資金不足が生じていないため、比率算定なし。

短期流動性を表示する流動比率は98.7%となっており、前年度と比較すると2.2ポイント上昇しているが、経営上望ましいとされている200%を下回っており、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要がある。